

基本目標1		高齢者を地域で支える環境づくり				
施策の展開方向 1-1		高齢者の総合支援体制の充実				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		進捗評価
(現状) 高齢者生活支援センター(市内4か所に設置)を拠点に介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各事業を実施。 保健福祉センターにおいて包括的な支援体制を整備し、各機関が連携を図りながら支援を行っている。医療・介護連携の拠点として「在宅医療・介護連携支援センター」を開設し、医療・介護の連携を推進している。 (課題) 今後、医療機関と介護保険事業関係機関の円滑な連携により、高齢者を支援する体制を一層充実していくために、三師会間、個々の医師等と介護職間における連携のあり方や組織ごとに顔の見える関係を構築していく仕組みの検討が求められる。	A 総合相談支援事業の推進	99	① 介護保険の認定申請や施設利用に関する事、保健・医療・介護・福祉サービス、ボランティアの利用など、高齢者や家族からの様々な相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支援する。 ② 介護保険サービス以外の市の一般施策やインフォーマルサービスを活用し、介護支援の充実を図る。	①②高齢者生活支援センターに入る相談先は「本人」「家族」「サービス提供事業所職員」「医療機関」「介護支援専門員」、相談内容は「介護保険に関する事」「健康(保健・医療)に関する事」「認知症に関する事」「総合事業(チェックリスト実施を含む)」が多く、継続的に関わる必要のある人が多い。新規の相談後であっても、継続して支援が必要なケースが増加しているため、相談を受けた後に、適切な評価をし、別の機関や民生委員・福祉推進委員等の地域住民で支援できる仕組みと終結とする定義について検討している。	B	
	B 医療・介護連携の推進	99~100	① 「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を行うほか、多職種向けの研修・交流会等を通じ、医療・介護の連携を推進する。 ② 医療機関、診療所、ケアマネジャーなどの支援者が連携し、病院から在宅等への移行を円滑に実施するよう努める。【充実】 ③ 介護サービス事業者や訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員・福祉推進委員、芦屋健康福祉事務所等の関係機関との連携の強化を図る。 ④ 福祉現場と医療現場の課題と対応策を協議するため、市立芦屋病院との情報交換会を定期的に実施する。 ⑤ 医療・介護連携の具体的な取組を進めるため三師会、高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との定期的な交流を実施する。【充実】 ⑥ 医療関係者と介護保険事業関係者による、市内の在宅医療提供体制等の課題抽出を目的とした「在宅医療推進協議会」を運営し、在宅医療と介護保険の連携基盤について検討する。 ⑦ 市民の在宅療養や終末期ケアの理解を促進するため、講演会の開催やリーフレット配布等を通じた周知啓発を行う。【充実】	①⑤「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施している(相談件数:111件)。また、各診療科の専門医により在宅医療等に関する質疑応答や意見交換を行う「在宅医療推進協議会交流会」に医師・ケアマネジャー等多職種が参加し、研修・交流の機会となっている(5回開催)。他にも、芦屋病院の医療系研修会へのケアマネジャーの参加など、随時交流が図られている。 ②芦屋健康福祉事務所、高齢者生活支援センター、ケアマネジャー、病院が中心となり、芦屋市・西宮市における共通ルールの策定に向けて西宮市と合同で検討を重ね、平成30年1月より運用を開始した「西宮市・芦屋市退院調整ルール」を継続して活用している。また、活用状況等について確認を行うため、ケアマネジャー及び病院に年2回アンケートを行い、その結果をもとに「退院調整ルール点検協議会」を開催し、ルールの適切な運用等について周知・協議を行った。ただし2回目のアンケートについては新型コロナウイルス感染症の影響でアンケート結果を送付し、退院調整ルール点検協議会は開催を中止した。 ③市立芦屋病院の地域連携室で入退院支援や外来医療相談を実施している。また、平成28年度より医師会医療センター内に開設した「在宅医療・介護連携支援センター」にて医療・介護連携に関する相談受付、対応を行っている。 ④平成27年度から開始した市内3病院の連絡会に参加し、情報共有、意見交換を行っている。 ⑥芦屋多職種医療介護ONEチームを令和元年11月に発足し、課題抽出を行うことを目的に5回会議を開催した。 ⑦医師会により在宅医療に関する情報を掲載した「芦屋市在宅医療ハンドブック」を増刷し、医師会特定検診、後期高齢者医療健康診査受診者や関係機関への配布を行った。また、1月にはACPフォーラム、2月には認知症フォーラムを実施し、市民への啓発を行った。	B	
	C 共生型サービスの特例等による介護保険と障害福祉制度の連携	100	① ケアマネジャーが、障がい福祉サービスにおける相談支援専門員と、支援に必要な情報を共有できるよう、両者の連携を進めていく。【新規】 ② 障がいのある人が高齢になり介護保険の被保険者となった場合にも、馴染みの事業所を利用できるよう共生型サービスについて周知する。【新規】	①障がい福祉サービスの更新や介護認定申請時、介護サービス計画の変更時などに、ケアマネジャーと障がい福祉サービスにおける相談支援専門員が支援者会議を行い、個別ケースに合わせた連携を行うことができるよう情報共有を行った。65歳問題の解決のためPTを関係各所と立ち上げ、障がい・介護双方の制度や現状の把握に努めた。 ②介護保険法の小規模な通所介護について、児童福祉法又は障害者総合支援法の指定を受けている事業所から指定の申請があった場合、市の条例で定める基準を満たしているときは、「共生型サービス」として指定を行い、65歳以上の障がい者が引き続き障害福祉サービス事業所を利用することができるよう市の条例を整備している。令和元年度の指定は0件。 また、厚労省のアンケート調査などを通じて、市内での共生型サービスの需要の把握に努めた。	B	
	D 相談窓口における連携強化	100	① 高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業、市役所窓口による相談内容の共有化など、横断的な連携体制の確立に取り組む。 ② 全ての人々を対象とする地域共生社会の実現に向け、地域における包括的な支援ができるよう、高齢者生活支援センターと関係部局が相互に連携を行う。	①②65歳未満の障がい者が65歳以上になった際の円滑な引継ぎ方法を地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課及び介護事業者とプロジェクトチーム(65歳プロジェクト)を立ち上げ検討した。 また、精道高齢者生活支援センターをはじめ、保健福祉センター内にある専門機関等(12機関)が参加する「総合相談窓口連絡会」を毎月1回開催し、機関間の連携強化等による包括的な支援体制の構築に向け、総合相談窓口で対応した事例の共有や、各機関の活動紹介等を実施している。	B	

施策の展開方向 1-2		高齢者生活支援センターの機能強化				達成割合	
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			
(現状) 高齢者生活支援センターに3職種に加え、「スーパーバイザー」を配置。各センターの質的向上のため「基幹的業務担当」を配置し、機能強化を図っている。 (課題) 高齢者生活支援センターが実施する事業の質的向上のため自己評価を実施しているが、今後は国が定める評価指標に基づいた評価が求められる。また、センター職員と介護サービス事業者、医療機関、民生委員・福祉推進委員、健康福祉事務所、ボランティア等との連携により、多面的な支援の展開と、活動内容の充実を目指す。	A 高齢者生活支援センターの体制強化の方策	101	<p>① 高齢者生活支援センターの機能強化や職員のスキルアップを図るため、精道高齢者生活支援センターに配置している「基幹的業務担当」の職員2名を継続配置して、体制を強化する。</p> <p>② 高齢者支援に関わる社会資源等(既存サービス、担い手、住民ニーズ)を把握して、地域ごとに必要なサービスを計画的に整備するため、高齢者生活支援センターによる地域アセスメントの実施を支援する。</p> <p>③ 介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員・福祉推進委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、活動内容の充実を目指す。</p> <p>④ 高齢者生活支援センターの職員が、地域支え合い推進員と連携して地域アセスメントや地域福祉の推進方法、生活支援サービス等に関するスキルアップを図る。</p> <p>⑤ 高齢者生活支援センターには、3職種に加え、スーパーバイザーを各センターに1名継続配置する。</p> <p>⑥ 高齢者生活支援センターごとに事業の自己評価を実施するとともに、本市も事業の実施状況について評価を行い、高齢者生活支援センターの質の向上を図る。</p> <p>⑦ 地域住民がより早く専門機関への相談にたどりつける地域づくりを推進するため、対象者の早期発見、多様な対象に対する相談体制を強化する。</p>	<p>① 平成27年4月より基幹的業務担当を2名継続配置し、センターのとりまとめ、職員向けの研修を企画・実施している。</p> <p>② 本市で把握している圏域毎の高齢者人口や要介護認定者数等を各高齢者生活支援センターに提供、さらに地域ケア会議の開催を積み上げ、地域課題を抽出することで地域アセスメントに生かせるように支援をした。</p> <p>③ ④ 高齢者生活支援センターの職員の資質の向上のために、国、兵庫県及び各団体による研修について案内をし、自主的に研修や連絡会に参加するよう促すとともに、実際に各センターの主任ケアマネと地域支えあい推進委員との情報共有会を企画している。</p> <p>⑤ 各高齢者生活支援センターに市独自補助で1名ずつ配置し、困難事例について滞留しないような体制ができている。</p> <p>⑥ 国から提示された評価指標を利用し、各高齢者生活支援センターの個別評価を実施することで、高齢者が理解しやすい言葉や視覚で伝えられるリーフレット等を用いた介護予防事業を紹介する等の工夫が必要なことや、地域の実情に応じた工夫を行い、高齢者が主体的に介護予防を実践する取組について不足していることが分かったので、今後の取組について検討する。</p> <p>⑦ 高齢者生活支援センターの活動について新聞業者等への周知や、郵便局と連携できる体制をとることができ、地域住民の安否の早期発見につながった。また、日頃より職員が地域の民生委員・福祉推進委員や自治会長と交流することでさらなる体制強化につながっている。</p>	B		
	B 包括的・継続的ケアマネジメントの推進	101~102	<p>① 高齢者生活支援センター職員による事業所訪問や交流会等を開催し、ケアマネジャーが高齢者生活支援センターに相談しやすい環境整備に努める。</p> <p>② ケアマネジャーが個々では解決できない支援困難事例への助言指導や、介護保険サービスの利用者からの苦情相談等に的確に対応できるよう、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を目的とした研修を充実するとともに、地域ケア会議における関係者の共通理解と対応の向上を図る。</p>	<p>① 地域支え合い推進員、障がい福祉課、生活援護課の業務内容について、地域のケアマネジャーに知りもらえる機会を設け、3回の開催で79人の参加につながった。令和2年度についても同様の機会を企画中である。</p> <p>② ケアマネジャーが、個々で解決することが困難な事例を各高齢者生活支援センターを中心に地域ケア会議を企画・実施し、関係者間の共通理解と対応の向上を図った。</p>			
	C 高齢者生活支援センターの効果的な運営支援	102	① 高齢者生活支援センターが管轄する地域における「人口動態」「社会資源」「緊急・災害時要援護者台帳」等の基礎データを提供する。	<p>① 各高齢者生活支援センターへ随時情報の提供を行い、その他の要望についても、情報の提供をすることで、地域アセスメントに生かせるようにしている。また、経年で見た人口動態から大きく変化があった町等の情報を伝え、支援に活かせるようにしている。</p>		B	
	D 地域ケア会議の運営管理(PDCA)の向上	102	<p>① 「芦屋市地域ケア会議設置運営ガイドライン」に基づき、地域ケア会議を運営する。</p> <p>② 地域ケア会議等で地域課題を把握し、芦屋市地域発信型ネットワークを通じて、地域にフィードバックする等地域との連携を図る。</p> <p>③ 個別の課題から地域づくりや社会資源の開発、政策形成につなげるための仕組み(PDCAサイクル)を確立する。</p> <p>④ リハビリ職等と連携して介護予防のための地域ケア会議を実施する。【新規】</p>	<p>① 地域ケア会議を23回実施した。(自立支援型18件、個別型5件)</p> <p>② 地域ケア会議を実施することで、地域特有の課題が明確化されたが、地域発信型ネットワークの活用について検討している。</p> <p>③ 地域ケア会議に社会福祉協議会及び地域支え合い推進員も参加し、地域づくりや社会資源の開発につなげるように努めた。</p> <p>④ リハビリ職と連携した地域ケア会議の実施のために、医療及び福祉の関係機関と連携して、市内のリハビリ職の把握をした。結果、市内に芦屋PTOTST連絡会が立ち上がり、今後継続して地域ケア会議の実施に向けて、市立芦屋病院のリハビリ職等、多職種が参加できるようにした。今後具体的なリハビリテーション事業をどのように展開するかを検討中である。</p>			
	E 高齢者生活支援センターの周知	102~103	<p>① 市の広報紙やホームページ、パンフレットの活用など、多様な方法による継続的な周知。</p> <p>② 高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知の実施。</p> <p>③ 地域への積極的な情報提供や、住民組織等との交流や連携をより一層強化し、地域の身近な相談窓口としてのイメージの定着を図る。</p> <p>④ 保健福祉センターで開催するあしや保健福祉フェア等の行事でのPR活動を充実し、高齢者生活支援センターの知名度向上を図る。</p>	<p>① 市より広報紙、ホームページ及び平成29年度より稼働している介護サービス情報公表システムで周知、各高齢者生活支援センターよりチラシを作成し、各イベント等で配布した。</p> <p>② 福祉フェアやホスピタルフェア(芦屋病院)でポスター掲示を行い周知した。</p> <p>③ 市で受けた出前講座の講師としての出張や認知症サポーター養成講座で周知し、出来るだけ市民から相談しやすい環境づくりを図っているため、総合相談件数が増加しており、早期発見に寄与している。身体や認知状態が重篤化した後のケースも見受けられるため、さらなる身近に感じてもらえる方法を検討する必要がある。</p> <p>④ 保健福祉センターで開催されたあしや保健福祉フェアでPR活動を実施し、知名度向上を図った。</p>			

施策の展開方向 1-3		芦屋市地域発信型ネットワークの充実				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 芦屋市地域発信型ネットワークに社会福祉協議会と高齢者生活支援センターで取り組んでおり、現在小学校区単位の「小地域福祉ブロック会議」、「中学校区福祉ネットワーク会議」、「地域ケアシステム検討委員会」、「芦屋市地域福祉推進協議会」で構成されている。 (課題) 地域課題を住民主体で解決できる場としての活用と、さらに小学校区間で共通する課題等への解決策について検討できる場としての整備が必要。 また、中学校区に位置づけられた各高齢者生活支援センターが事務局を担う「地域ケア会議」との有機的な連携を進める。	A 小地域福祉ブロック会議の充実	105	①自治会等の地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進委員、老人クラブなど地域活動に関するネットワークをより強化し、地域の方が地域活動に参加し、主体的に地域課題の解決が図られる体制づくりを推進する。	①より地域住民の関心の高い内容を取り組むことができるよう、会議体の運営について実行委員会方式を用いる等の工夫を行った。「学習」の要素を取り入れたプログラムを行うことで、その場で学んだことを、各地域に持ち帰り取組を水平展開することができた。	B	
	B 中学校区福祉ネットワーク会議の充実	105	①生活圏域における課題の共有、対応策の検討、情報の集約を行う。 ②地域ケア会議との連携を図り、自立支援協議会実務者会や要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議と連動し、個別支援から抽出された共通する地域課題について共有、検討する。	①②会議は開催できていないが、学識者の助言をもとにネットワーク内の会議の役割を見直し、機能的に運営できるよう調整を行った。また、関係附属機関等と有機的に連動できるよう、地域ケアシステム検討委員会の機能を整理し、ネットワークの充実を図った。	B	
	C 地域ケア会議による「地域包括ケア」の推進に向けた幅広い分野との連携強化	105	①課題が複雑化したいわゆる困難事例の処遇検討や、関係者への対応方法に関する情報提供を含め、個別支援から抽出された共通課題や地域課題について、中学校区福祉ネットワーク会議と連携して解決策を検討し、本市における地域包括ケア推進の中核的な会議体として機能するよう保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携をより一層強化する。	①地域ケア会議の実施を積み重ねることで地域課題が明確化された。これを地域発信型ネットワーク会議と連携し課題の共有化や、効果的な連携のあり方について、地域包括ケア推進会議にて検討することが出来た。	B	
	D 高齢者セーフティーネットの整備	105	①高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として、小地域福祉ブロック会議の地域の取組から全市域に広がった「救急医療情報キット」の普及・啓発について継続して取り組む。 ②高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)に居住する高齢者を対象に、生活支援員(LSA)を派遣する高齢者住宅等安心確保事業と地域での見守り事業等との連携を強化する。 ③地域発信型ネットワークにおいて培ってきた地域における既存の取組を生かし、支援対象者の見守りや交流が図られるよう検討する。 ④高齢者生活支援センターを中心とした高齢者の把握、老人クラブや民生委員・児童委員・福祉推進委員等の地域住民や地域団体等による声かけや訪問など、多様な活動を促進する。 ⑤民生委員・児童委員・福祉推進委員の活動等により作成した緊急・災害時要援護者台帳について関係機関との連携による継続的な更新を行うとともに、個人情報の保護に留意した上で、消防、高齢者生活支援センター、社会福祉協議会、自治会、自主防災会等の幅広い分野での活用や共有を図る。	①継続して希望者・団体に配布した。また、社会福祉協議会と協働し、市のイベント(敬老会等)でブースを設け、普及・啓発を行うことで「救急医療情報キット」を普段知る機会がない方への周知に取り組んだ。 ②毎月、生活支援員(LSA)及び高齢者生活支援センターと会議を実施し、情報共有を行うことで、支援が必要な高齢者への見守り等について連携することができた。 ③「地域見まもりネット」等の見守り事業や「高齢者生きがい活動通所支援事業」等の健康づくり・コミュニティづくりの事業を実施し、支援対象者の見守りや交流が図られる体制づくりを行った。 ④各団体と団体の活動が促進されるよう意見交換などを行った。 ⑤関係機関が緊急・災害時要援護者台帳の情報を共有し活用できるよう、台帳を基に「災害時要配慮者名簿」を作成し、個人情報保護に留意した上で関係機関に配布した。また、台帳と地図を連携するシステムを活用し、関係機関の台帳活用を支援した。	B	
施策の展開方向 1-4		地域での見守り体制の充実				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 引き続き1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している。地域活動に参加していない高齢者が4割から6割いる。そんな状況の中、各地域団体が地域での見守り活動を実施している。平成26年度から開始した地域見守りネット事業は、参加事業者数が順調に増加している。 (課題) 地域見守りネット事業の参加事業者から各相談窓口への連絡件数が少ないこと。今後は見守り事業の一層の推進と住民主体の見守り活動の体制強化が必要。地域活動の担い手を掘り起し元気な高齢者も参加しやすい環境整備が必要。	A 日常的な見守り体制の整備、充実	107	①民生委員・児童委員・福祉推進委員をはじめとして、自治会、地域住民、ボランティア等による住民主体の見守り活動を支援するとともに体制を整備していく。 ②地域人材を発掘し、住民活動の担い手を育成して、ニーズに合った活動環境の整備に努める。 ③定期的な安否確認・緊急対応の充実を図る。 ④地域見まもりネット事業から円滑に各連絡窓口につながるよう参加事業者等への周知・啓発を図る。【充実】 ⑤ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動を促進する。 ⑥身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所を1年で10か所を目標に増やしていく。	①緊急・災害時要援護者台帳を活用した平常時の見守りは、民生委員・児童委員・福祉推進委員による地道な訪問活動により継続して実施している。 ②地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動を通じて、地域福祉の担い手の発掘を行った。また、保健福祉フェアにおいて「地域福祉アクションアワード」を開催し、様々な住民活動の取組の発表を行うことで、地域活動の周知と住民活動参加の意識の醸成を図った。 ③関係機関や協力者等と協力しながら日常的な見守りに努めている。 ④「地域見まもりネット」の参加事業者の増加に努めるとともに、認知症サポートー養成講座の案内及び高齢者虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。(令和2年3月31日現在134事業所) ⑤老人クラブ等の団体が日常生活の中で見守りネットワークを構築し、継続した見守り活動を行っている。 ⑥生活支援体制整備事業において、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)による地域活動の担い手支援、地域の居場所をまとめた「つどい場ガイド」の発行等による周知を行った。また、介護予防・通いの場づくり事業の利用に関する相談が6件あり、住民主体による居場所が1か所新設された。	B	
	B 地域間の連携と情報共有の仕組みの構築	107	①地域発信型ネットワークにおいて、各会議での情報共有を強化し、認知症高齢者の徘徊等、地域の横断的な課題解決に努める。	①要配慮者への対応の1つとして、車いす体験講習を踏まえた、防災訓練を複数の町で実施し、地域での見守りの強化に努めた。	B	

施策の展開方向 1-5		高齢者の権利擁護支援の充実				達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		
(現状) 権利擁護支援センターは、相談から支援までを総合的に行い、相談件数は年間1,500件～2,000件、高齢者虐待の通報件数は、平成23～25年度の3年間108件から平成26～28年度の3年間では、148件に増加している。 (課題) 高齢者の権利侵害に当たる高齢者虐待に関する対応は、家族単位の支援が不可欠で早期発見と適切な相談窓口につなぐ地域の協力が必要。 「権利擁護」に関する知りたいことについてのアンケート調査で多かった「福祉サービス利用援助事業」と「成年後見制度」の具体的な活用方法を含め、高齢者のニーズに合わせた周知の工夫が必要。	A 関係機関との連携による権利擁護支援体制の充実	109	① 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センター間の連携にとどまらず、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業等の関係機関、専門職団体及び警察等との連携による、権利擁護支援の充実を図る。 ② 高齢者の権利侵害や虐待への対応について、協働で課題を解決する取組を推進するためトータル・サポートの仕組みを通じて、市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進し、支援体制の充実に努める。 ③ 高齢者本人の意思決定ができるように支援する。	①権利擁護専門相談の活用など、日頃から関係機関が連携し、相談支援を行っている。 ②高齢介護課、地域福祉課、高齢者生活支援センター等の関係機関にて「養護者による虐待対応マニュアル」帳票集の改訂作業を行った。また、各高齢者生活支援センターごとに年2回(9月及び3月)虐待モニタリング会議を実施している。 学識者に助言を受け、高齢介護課、地域福祉課、高齢者生活支援センター、権利擁護支援センターにより、虐待対応に関するシステム改善、資源開発等を検討している。 ③高齢者の支援内容についてケース会議等で関係機関と隨時協議を行い、本人の意思に添った支援ができるよう努めた。		B
	B 権利擁護に関する情報提供の強化	109	① 地域の相談窓口として、権利擁護支援センター、高齢者生活支援センターの効果的な周知を行う。 ② 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用促進について、普及啓発を強化する。	①各センターのリーフレット等を配布した。また高齢者虐待防止に関する啓発リーフレットを作成し配布した。 ②権利擁護支援センターにて作成した成年後見に関するリーフレットを配布した。		B
	C 権利擁護支援システムの構築	109～110	①「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るために支援策を検討する。 ②地域における権利擁護支援の担い手(後見活動支援員、市民後見人など)の養成と活動の場の拡充を図る。 ③権利擁護の普及啓発や地域での見守り、権利侵害の早期発見機能の向上を目指す。 ④介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的とし実施している「介護相談員派遣事業」を継続、拡充する。【充実】 ⑤権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組む。	①⑤芦屋市権利擁護支援システム推進委員会において、権利擁護に資する事業の評価を実施した。 ②権利擁護支援者養成研修を実施し、20名が受講した。 研修修了者のためのスキルアップ研修を3回開催し、前年度までの受講生の参加を促した。後見活動支援員、市民後見人希望者には後見活動の実施研修を2回開催した。市民後見人の活動が継続して実施されている。 ③社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センターと協働で、地区福祉委員会において、小地域権利擁護啓発研修を行い、地域住民が権利擁護につながる、「発達障がい」の理解を深められるよう支援した。(2地区) また、出前講座においても成年後見制度について研修を実施した。(7回) ④介護相談員派遣事業について、活動人員数が増加した。(施設数14か所、活動人員44人)		B
	D 権利擁護の意識を高める取組の推進	110	①関係機関や専門職員に対する権利擁護に関する知識の啓発や支援に必要な知識や技術の習得を促進する。 ②権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族、地域住民への啓発を行う。 ③様々な媒体(広報紙やビデオなどの活用)を通じた権利擁護に関する知識の普及啓発や権利擁護意識の醸成に努める。	①虐待対応について理解を深めるため、市職員や関係機関向けに研修を計2回実施した。(高齢者虐待に関する研修1回、障がい者虐待に関する事業1回) ②上記C②③の場を活用し啓発を行った。また「ろーすくーるashiya」を65歳以上の市民の方に実施し、終活における「権利擁護」に関する講義を連続して行い、理解が深まるよう支援した。(16名参加) ③権利擁護支援者養成研修を実施し、権利擁護意識の醸成に取り組んだ。令和元年2月22日には権利擁護支援フォーラムを実施し、129名が参加された。また、地域においては、市民向けに紙芝居やクイズを用いた小地域権利擁護啓発研修(「権利擁護」のワークショップ)や出前講座を実施した。		B

施策の展開方向 1-6		認知症高齢者への支援体制の推進					達成割合	
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況				
(現状) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発を目的に、講演会、出前講座等の実施、啓発及び情報提供に取り組んできた。平成28年度に認知症初期集中支援チームを設置し、在宅での自立生活のサポートを行っている。「認知症センター養成講座」を継続的に開催し、あわせてステップアップ講座も実施している。よりサービスを充実させるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者を決定した。 (課題) 認知症初期集中支援チームの実績件数が少ないため、効果的な周知活動が必要。今後も「認知症センター養成講座」の受講者を増やすとともに、受講者が得た知識を生かせる活動の場の提供とともに、専門職との連携が進められるよう、活動支援体制の構築が求められている。	A 認知症に関する正しい知識の普及・啓発	111～112	①市民や市職員を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会や講習会、出前講座の開催とともに、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の普及を図る。 ②認知症の人の在宅支援に関わる医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、認知症ケアネット(認知症ケアパス)の周知啓発に努める。 ③保健・医療・福祉関係機関の連携による認知症予防の効果的な啓発を行う。 ④小・中学生等への認知症センター養成講座の受講を推進する。【充実】 ⑤中学生対象のトライアル・ワークで、福祉施設に出向く機会を引き続き設け、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進する。 ⑥認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育成するために、認知症センター養成講座を継続実施し、より気軽に受講できる工夫や様々な世代へも積極的に働きかけることで、年間受講者数の増加を目指す。【充実】	①②③高齢者生活支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となって出前講座の実施や認知症ケアネットを作成することで、市の資源が明確化されたため、住民への認知症の啓発がより具体的になった。また、市及び芦屋病院主催のイベントにおいて、認知症の理解を促進させるために、多世代に周知ができるように、認知症に関する絵本の読み聞かせを実施した。 ④小・中学校等へ認知症の理解を推進するために、キッズスクエアや学校の福祉学習で認知症センター養成講座を実施した。 ⑤令和元年度における高齢者福祉の事業所でトライアル・ワークに参加した生徒数は22名だった。感想については、高齢者とのコミュニケーションの中から、関係作りについて学んだ等があった。 ⑥認知症センター養成講座を28回開催し、1,044人(平成18年度からの延べ養成数11,628人)のセンターを養成した。(令和2年3月末時点) ⑦広報紙の令和元年9月号に認知症特集記事を掲載し、当事者、家族、支援者にご協力いただいた。 ⑧兵庫県版認知症チェックシートを市役所高齢福祉係窓口、各高齢者生活支援センターへ設置しセルフチェックの普及啓発を強化した。				B
	B 認知症支援のためのネットワークの構築	112	①行方不明高齢者の安全を確保するため、認知症高齢者の見守り・SOSネットワークを活用する。 ②認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの実効性を高めるため、協力員等のネットワークを活用した認知症行方不明高齢者搜索模擬訓練を実施する。	①警察から情報提供のあった認知症高齢者へ高齢者生活支援センターを通じて、『認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業』及び『認知症高齢者見守りシステム利用助成事業』の周知や訪問などを積極的に周知を行った。 ②認知症高齢者見守りシステムを利用した認知症行方不明高齢者搜索模擬訓練を実施し、協力員の増加と共にネットワークの実効性を高めた。			B	
	C 早期発見、相談体制の充実	112～113	①「認知症初期集中支援チーム」の効果的な活用について周知・啓発を行う。【充実】 ②認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐため、高齢者生活支援センターに認知症地域支援推進員を継続配置する。 ③高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発する。 ④医療機関、高齢者生活支援センターなどの連携による早期発見の仕組みづくりを行う。 ⑤保健センターの電話相談や健康相談事業において、医師、保健師等専門職による相談を実施し、必要に応じて専門医療機関への紹介を行う。	①各高齢者生活支援センターで把握した対象ケースについて医師・看護師・高齢者生活支援センター職員を構成員とするチームで初期集中支援を実施した。(訪問実件数:5件)「あしやの高齢者福祉と介護保険」案内パンフレット及びホームページへの掲載、啓発用チラシの作成及び配布を行った。また、初期集中支援チームの検討会議では、認知症地域支援推進員が、各高齢者生活支援センターにおける認知症に関する相談を分析したものを作成し、より効果的な認知症初期集中支援チームの活用について検討を行った。 ②認知症地域支援推進員が中心になって認知症予防の研修を実施。また、市内で実施されている認知症カフェ等の活動にも関わった。 ③認知症ケアネットやパンフレット等に高齢者生活支援センターが「認知症相談センター」であることを掲載し、周知・啓発をしたが、初期の認知症症状の人からの相談が少なく、重篤化したケースが多いことから、広報あしやへの掲載やチラシを作成し、認知症について普及啓発をする。 ④認知症チェックのチラシの配布及び市ホームページに認知症チェックのためのページを掲載し、認知症の早期発見の周知・啓発に努めており、過去に認知症チェックを実施した件数を毎月比較したところ、広報あしやに掲載した月と翌月は実施件数が大きく伸びていたことから、次回広報に掲載する。 ⑤認知症のリスクを高める生活習慣病に関する相談を、医師の健康相談2回/月、保健師の健康相談・電話相談を随時実施した。診断を行う医療機関についての問い合わせに対応した。健康相談 24回 63人(合計数)、保健相談 77人(合計数)。また、認知症のセルフチェックシートの保健センター内の配架も継続し、周知に努めた。			B	
	D 認知症の人や介護家族への支援の充実	113	①住み慣れた地域で必要なサービスが利用でき、精神的に安定した生活が送ることができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを提供する基盤を整備し、小規模多機能型居宅介護などのサービス内容の周知を図る。 ②認知症の人や介護家族を支援する徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続実施するとともに、利用促進を強化する。 ③消費者教育推進計画に沿って、住宅改修にからむ悪質商法や押し買いなどの消費生活トラブルの被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見を進めていく。【充実】 ④若年性認知症の人のニーズを把握し、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討する。	①平成30年12月に開設した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所に対し、実地指導を監査指導課と共に実行し適正な事業運営が行えるように指導を行った。 小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、それぞれ市内兵庫あんしんネット24(兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会)総会や各主催の研修会に参加し、両事業の置かれている状況・問題点、好事例などを把握した。 ②パンフレット等で普及啓発に努めるとともに、警察から情報提供のあった認知症高齢者へ高齢者生活支援センターが訪問等により積極的に周知を行った。 ③福祉センターや高齢者生活支援センターなど、高齢者関連施設に、多発している悪質商法のチラシを継続配布。また、高齢者生活支援センターや権利擁護支援者、民生委員、福祉推進委員向けに、見守りの観点から出前講座を実施。地域での見守り強化に向け、消費生活センター養成講座を実施。 ④高齢者生活支援センターが若年性認知症の相談窓口であることを認知症ケアネットに掲載することで、早期発見が可能になるよう努めているが、相談がほぼなく、把握できていない。また、具体的な支援や仕組みについては検討中である。			B	

施策の展開方向 1-6		認知症高齢者への支援体制の推進				達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		
	E 居場所づくり	113	① 認知症の人だけでなく誰もが利用しやすく、気兼ねなく集まることができる居場所づくりに取り組む。 ② 高齢者生きがい活動支援通所事業やさわやか教室(介護予防教室)など認知症予防に資する施策に取り組む。	①生活支援体制整備事業において、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)による地域活動の担い手支援、地域の居場所をまとめた「つどい場ガイド」の発行等による周知を行い、介護予防・通いの場づくり事業の利用に関する相談が6件あり、住民主体による居場所が1か所新設された。 ②高齢者生きがい活動支援通所事業についてはコーラスや体操等さまざまな内容を継続実施した。さわやか教室(体操教室)では、シナプソロジーやデュアルタスク、手先を使った取り組み等、認知症予防に資する内容を継続実施した。 また、さわやか音楽リズム教室(ヘルスリズム)では、音楽リズム療法を生かした認知症予防、心身の活性化、情緒の安定化、集中力の回復等に効果的な内容を継続実施した。	B	
施策の展開方向 1-7	日常生活支援の充実					
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合	
(現状) 在宅介護実態調査アンケートによると、今後、介護離職の可能性がある方が多数を占める等、多くの人が家族介護について問題を抱えている。市の一般施策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者等を対象とした生活支援と併せて、家族介護への支援に関する各種サービスや事業を実施している。 平成28年度から地域での助け合い活動の仕組みを構築する推進役として、地域支え合い推進員を市内5か所に配置した。	A 高齢者の在宅生活への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	115	① 高齢者の在宅生活、住環境整備の支援に向けた各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、内容の調整を図りながら、継続して実施する。 ② 地域支え合い推進員を市内5か所に継続配置し、社会福祉協議会、高齢者生活支援センター等と連携しながら、地域の資源やニーズを収集し、本市に必要な社会資源・サービスの開発や担い手の育成を進める。	①市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、生活支援ショートステイ事業等を継続して実施した。 ②生活支援体制整備事業において、5カ所に配置(市内全域担当、各高齢者生活支援センターエリア担当)している地域支え合い推進員が、地域の資源把握を行い「あしゃつどい場ガイド2019」を発行し、つどい場の周知による利用促進を図った。また、ニーズの収集も行い、本市に必要な地域資源や生活支援も含めたサービスの必要性を検討している。	B	
(課題) 高齢者を介護する家族の支援体制を構築するとともに、今後も利用ニーズ等を踏まえた内容のサービスや介護保険の総合事業との調整も行い、事業の充実に取り組んでいく必要がある。	B 寝たきり高齢者や認知症高齢者への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	115	① 寝たきり高齢者や認知症高齢者への支援等を目的とした各種サービスや事業等を必要な見直しや検討を行いながら継続して実施する。	①市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、寝たきり老人理(美容)サービス事業等を継続して実施した。今後も必要に応じて見直しや検討を行っていく。		
	C 高齢者を介護する家族への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	115	① 高齢者を介護する家族が就労しながら介護することができるよう、家族を支援する各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、内容の調整を図りながら、継続して実施する。	①市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、家族介護用品支給事業等を継続して実施した。今後も必要に応じて見直しや検討を行っていく。	B	

基本目標 2	社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり					
施策の展開方向 2-1	生きがいづくりの推進 自主的な活動の促進					
	現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 新たに「ひとり一役活動事業」や「介護予防・通いの場づくり事業」を創設するとともに、引き続きYO俱楽部、老人クラブ等の活動を通して、地域住民の自主的な活動について一層の推進を図っている。 社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターでは、ボランティアの育成や福祉ニーズとボランティア活動を結びつけるコーディネートを行っている。 (課題) ボランティアグループに参加している一般高齢者は約1割にとどまっているというアンケート調査結果が出ており、また、活動者の高齢化が進み、後継者の確保・育成が課題。引き続き、育成講座や情報発信を工夫していくことが求められている。 コミュニティ・スクールでは小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養う等の活動で今後も継続した取り組みが必要である。 協働の拠点である「あしや市民活動センター」において、高齢者が参画しやすい市民活動に関する情報を提供していくことが必要。	A 老人クラブ、あしやYO俱楽部への活動支援	118	① 活動費の助成を継続とともに、活動に役立つ情報を提供していく。 ② 地域の各種団体やグループとの連携、自主的な企画運営による会員増強に向けた事業展開、社会貢献活動、リーダーの養成など、魅力ある活動に向けた取組を支援していく。【充実】 ③ 健康づくり、介護予防関連事業への参加・協力の呼びかけをはじめ、多様な機関との連携を強化し、活動の活発化を支援する。	①老人クラブに運営費を助成するとともに、情報提供を行った。(老人クラブ会員数2,890人、YO俱楽部会員数131人(令和元年4月1日))老人クラブの会員がやや減少傾向であったが令和元年9月に高浜町に新規でクラブが創設された。 ②自主的な企画運営を支援するとともに、理事会や役員会に同席し、開かれた活動になるよう助言した。 ③高齢者のつどい(演芸フェスティバル)等健康づくり活動の活発化を支援した。	B	
	B ボランティア活動の推進	118		① 本市において活動するボランティアに対し、その活動上必要な経費を助成することにより、ボランティア活動の一層の促進及び充実を図る。 ② 社会福祉協議会と協力し、市民への広報活動の実施や、市の保健福祉事業との連携によるボランティア活動の場の拡大を図り、ボランティア活動を推進する。	①ボランティア団体に対して活動費やボランティア保険料などを助成することで、活動の促進を図った。令和元年度の助成状況については、活動費:21団体、保険費:23団体に助成した。 ②地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携強化のため、社会福祉協議会にボランティア活動センター運営事業補助金を助成する。	B
	C コミュニティ・スクールの活動支援	118		① 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域社会の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として、コミュニティ・スクール活動を推進し、運営に関する費用の助成を行う。	①世代間交流を意識した事業を積極的に実施できるよう継続して支援を実施し、運営に関して助言・助成を行った。	B
	D 市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進	118		① NPO及びボランティア活動等の市民活動に関する相談等の事業を行い、自立的な活動を支援する。 ② 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行い、生きがいづくりを推進する。 ③ 市民活動に関する情報の収集及び提供を行い、高齢者が参画しやすい環境づくりを行う。	①令和元年度のNPO相談等をはじめとした各種相談の件数は441件。3月12日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館としたため平成30年度の450件を下回った。60歳代以上の相談件数は150件あり、全体の34%を占めた。40~50歳代は228件であり、全体の52%の相談件数であった。 ②市民活動フェスタや市民活動ふれあいフェス「あんあーと」、夏休み子どもわくわくスペシャル、毎月開催しているふれあいカフェにおいて、団体や自治会の活動の場を提供したり、事業内容の支援をした。また、高齢者等のスキルを活かした活動を広げるための「芦人認定」を発足した。 ③年に4回季刊紙を発行し、あしや市民活動センターで開催するセミナーやイベント、交流会等について登録団体や福祉関係施設に情報提供をした。あしや市民活動センターの館内では常時、イベントや助成金等の情報を掲載し来館者に周知を図った。また、市民活動団体等にボランティア活動への呼びかけを行った。指定管理者であるあしやNPOセンターが運営している「ためまっぷ芦屋」やFacebookで広くイベント等の情報提供を行った。	A
	E 社会参加の促進	119		①ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場づくり事業の実施により、身近な地域で気軽に健康づくりやボランティア活動等に参加できる場、仕組みを充実する。	①ひとり一役活動推進事業 ワーカー登録人数141人 受入機関数26か所 介護予防・通いの場づくり事業 活用数5か所(令和2年3月末時点) 生活支援体制整備事業において、設置している地域支え合い推進員がひとり一役活動推進事業及び介護予防・通いの場づくり事業の推進も担い、啓発や利用促進に努めた。	B

施策の展開方向 2-1		生涯学習の推進					達成割合		
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況					
(現状) 60歳以上の方を対象とした「芦屋川カレッジ」「芦屋川カレッジ大学院」を設置し、学習活動が続けられている。また、終了後の自主的な活動は、仲間づくりの場として活発に活動が行われている。 (課題) 今後も学習内容の充実や学習機会の創出を図るとともに、学習成果を地域活動等へ生かせる仕組みづくりや参加者が地域で活躍できる場の提供等も含めて、幅広い関係機関との連携を進めていく必要がある。	A 生涯学習に関する情報提供の充実	119	① 広報紙やホームページを活用した生涯学習に関する情報の提供を強化する。 ② 幅広い市民層における学習意欲の向上を図る。	① 広報紙やホームページに限らず、広報掲示板やSNSを活用し、生涯学習に関する情報提供を図っている。 ② 幅広い市民層における学習意欲向上のため、こどもから大人まで参加できる様々なイベントを開催し、情報提供を行った。			B		
	B 芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院の充実	119～120	① 高齢者のニーズに即した学習内容となるよう、ニーズの把握や企画の調整等に努める。 ② 受講者における修了後の自主的な活動等を支援するために、必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化する。 ③ 受講者が生きがいづくりや地域でリーダーとして活躍できる仕組みを構築する。 ④ 地域づくりをテーマとした学習内容を導入し、地域への貢献や地域活性化等の重要性の啓発を図る。	①②③④ 芦屋川カレッジでは、毎年100名近くの新規受講生を受け入れ、学習意欲を高めるため、広範囲な分野から高齢者のニーズに即したプログラムを提供し、修了後の自主的活動(同期会・学友会)につながるよう仕組みづくりをしている。 大学院では、年間テーマに沿って、参加型のより深い学習環境を提供し、定員の100名を超える申込みがある。			B		
	C 公民館講座や講演会などの充実	120	① 定期的な高齢者ニーズの把握により企画内容を充実し、参加者の増加を図る。	①ほとんどの講座で定員を上回る申込みがあるが、芦屋川カレッジ以外はリピーターの申込みも可能なため、応募者のすそ野を広げる必要性がある。			B		
	D 多様な学習機会の創出	120	① 芦屋市生涯学習出前講座、市民版出前講座「あしや学びあいセミナー」及び地域団体と協力しての事業開催など、気軽に参加できる学習機会を充実する。 ② 文化財関連の展示、普及啓発イベント等を実施し、学習機会を創出する。また、美術博物館や谷崎潤一郎記念館での多様な方法による学習機会を創出する。	① 芦屋市生涯学習出前講座のメニュー見直しを例年通り行なった。「あしや学びあいセミナー」について、社会教育関係登録団体へ講師登録を呼びかけ、メニューの見直しを行なった。コミスクやPTA等の他団体と協力して研修会等を実施した他、公民館や芦屋ユネスコ協会とも協力して、「平和の鐘を鳴らそう」事業を実施するなど、啓発・学習機会の創出に務めた。 ② 文化財関連の展示や普及啓発イベントを実施した。また、美術博物館では「まなびはく」を、谷崎潤一郎記念館では「文学館講座」を実施し、大人から子供まで幅広い世代に対して学習機会の創出を図った。			B		
施策の展開方向 2-1		スポーツ活動等の推進							
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			達成割合		
(現状) 高齢者の運動・スポーツに関する取り組みとして、スポーツリーダーの発掘と養成を目的とした認定講習会の開催や、身近で気軽に楽しめる継続できるプログラムなどを進めている。 (課題) 今後は参加しやすいプログラムの開発やその養成、高齢者が気軽にできるニュースポーツや健康づくりの支援が必要。	A スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	120	① スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク(ボランティア登録)を継続実施する。 ② 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充する。	① 芦屋市スポーツリーダーバンクへの登録を継続して進めている。 スポーツリーダー等研修会を実施し、芦屋市スポーツリーダーバンクへの登録を継続して進めている。 ② 実施にあたり、スポーツ関係団体や地域で活動しているスポーツ団体への案内の送付や、ホームページで広く呼びかけて参加を促進している。			B		
	B スポーツ・レクリエーション活動の推進	120～121	① 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業を継続実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図る。 ② 幅広い関係機関による連携のもと、気軽に参加できるニュースポーツや、世代間の交流もできるファミリースポーツ、レクリエーション活動等の研究に取り組む。	①② 市民へのスポーツ啓発事業として、自治会や老人クラブ、各スポーツ関係団体に呼びかけ、ラジオ体操指導者の養成や公式ワナゲの普及に取り組んできた。従来の出前講座である「貯筋運動」や「ラジオ体操の実技指導」の普及を継続的に行い、スポーツ振興に努めている。			B		
	C スポーツ・レクリエーション施設の充実	121	① 多様なスポーツニーズに応えられるよう、プールやスポーツ公園、体育館、テニスコートなど、既存のスポーツ施設の利便性と快適性の確保に努める。 ② 誰もが気軽に利用できるよう公園やウォーキングコース等の整備、充実について検討する。	①② 施設の利便性と快適性を確保するため、利用者ニーズに係る市民アンケート調査やモニタリングなどをもとに施設の点検等を行い、順次、改修や修繕を行い、利便性の拡充を進めている。			B		

施策の展開方向 2-1		生きがい活動支援の充実					達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			
(現状) 生きがい活動につながる日常生活での楽しみは、一般高齢者は「買い物」「趣味の活動」「旅行」で、要介護認定者は「家族と会うこと」「買い物」「趣味の活動」が上位を占める。生きがいづくりに関しては、行政内部の多岐にわたる部署が取り組んでおり、高齢者部門においては、バス運賃割引証の発行や、高齢者生きがい活動支援通所事業を行っている。 (課題) 今後は、認知症対策、介護予防として高齢者の心と身体の健康に大きく影響する生きがいづくりの推進について、行政と多様な関係機関、団体等が連携して取り組むことが重要。また、幅広い視点から社会参加の促進事業を継続していくことが必要。	A 全庁的な生きがい推進体制の充実	122	① 高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく、健康づくり、社会教育、スポーツ、地域福祉など、各分野で実施されている取組が効果的に展開されるよう、高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討する。	①「健康増進・全世代交流に向けたプロジェクト・チーム」で立ち上げたヘルスアップ事業において、高齢介護課が実施する『さわやか教室』、『トレーナー派遣事業』、『介護予防センター利用』、『介護予防教室』をポイント付与のメニューとしてすることで、他部署と連携しながら、横断的な取り組みを行った。		B	
	B 生きがいづくりの支援強化	122	① 参加者をより拡充するよう、広報やホームページ等による生きがいづくりへの参加の呼びかけに努める。 ② 各種講座やイベントの情報、サークル・団体等による活動状況など、生きがいづくりに関する総合的な情報提供や相談体制の強化を図る。 ③ 高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図る。【充実】	① 広報やホームページを通じて参加を呼び掛けた。 ② 関係団体のイベント情報を広報を通じて情報提供した。 ③ 高齢者生きがい活動支援通所事業を地域の各教室で継続実施した。		B	
	C 活動場所の充実	122～123	① 地域コミュニティ活動の拠点として、各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいづくりの活動場所として充実を図る。 ② 高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動の促進を図る。【充実】 ③ 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう俱楽部」について、広報紙等による情報提供や関係機関への呼びかけを行い、多様な団体・グループの活動場所としての活用を図る。	① 地域の方と茶屋集会所及び西蔵集会所の改修内容の検討を進め、平成30年度に茶屋集会所、令和元年度に西蔵集会所の改修を完了した。また、各集会所で集会所主催のイベントを実施して交流を図った。 ② 老人福祉会館において高齢者生きがい活動支援通所事業やさわやか教室等を継続実施し、社会参加を促進した。利用者数21,837人（令和2年3月末日） ③ 年に1回登録団体との情報交換の場を持ったり、管理人と情報交換を行い、活用の充実を図った。		A	
	D 高齢者の社会参加を促進するための事業の充実	123	① 高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業など、老人クラブ活動、スポーツ、趣味や文化活動・就労など社会参加の促進を支援する各種事業について、必要な見直しや拡充を行う。	① 高齢者生きがい活動支援通所事業を地域の各教室で継続実施した。		B	
施策の展開方向 2-2		就労支援の充実					
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			達成割合
(現状) 本市では、定年退職者等の高年齢退職者の就労の機会を確保し、公益社団法人シルバー人材センターに運営費補助を継続実施するとともに、高齢者に適した業務の委託を実施している。高齢者の技能・知識・経験を活かした多岐にわたる活動が行われており会員数、受注額とも増加傾向にある。 (課題) 今後は、多様な就業ニーズに対応するため、女性会員の確保が課題となっており、高齢者のニーズに合った職種や就労形態を検討し、多様な就労を支援しながら、就労機会の確保を図ることが重要。	A シルバー人材センターの充実	124～125	① 市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施し、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援する。【充実】 ② 地域ニーズに応じた新規事業を推進するため支援する。 ③ 子育て支援事業や介護予防応援事業等を実施する。 ④ 登録会員を対象とした技能講習等をサポートしていく。 ⑤ 「はつらつ館」で行っている市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等の様々な講習会の開催を支援する。 ⑥ 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究を実施する。 ⑦ センターを窓口とした職業紹介事業や派遣事業を実施する。 ⑧ 総合事業に対する取組を支援する。	① シルバー人材センターの運営費を補助した。会員数1,122人（令和2年3月末日） ② 会員拡大に向けて市民向け障子・網戸張り替え体験講座(1/24)等の開催を支援した。 ③ 高齢者活用子育て支援事業や介護予防応援事業等を継続実施した。 ④ 会員の知識・技能の向上を図るために、清掃講習会(2/16)等の開催を支援した。 ⑤ 市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等を広報で周知し、様々な講習会の開催を支援した。 ⑥ 全国的な会議や情報誌で先進的な取組を研究し、シルバー人材センターと協議を行った。 ⑦ 派遣事業を継続実施した。また、職業紹介事業について情報収集及び検討を行った。 ⑧ 生活支援型訪問サービスが円滑に運営できるよう助言を行うことで、総合事業に従事するシルバー会員の就業回数が増加した。		B	
	B 高齢者の就労機会の拡充	125	① 地域の実状に応じた多様な「人づくり」により高齢者の潜在力を引き出し、就労機会の拡充を図る。	① 創業塾の活用により経験や知識を生かした起業を支援している。また、就労希望者にはシルバー人材センターや職業安定所の情報を提供した。		B	
	C 多様な就労の促進	125	① 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業への高齢者雇用の啓発を強化する。 ② ハローワーク西宮（西宮公共職業安定所）が作成した求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援する。	① (公財)ひょうご産業活性化センターが実施するシニアによる起業支援を随時紹介した。 ② 高齢者の就業に配慮した求人情報を関連施設に配架した。		B	

施策の展開方向 2-3		住環境の整備				達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		
(現状) 要支援・要介護認定者、一般高齢者、いざれも多くの人が在宅での生活を望んでいる。本市では、現在住宅改造費助成事業や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業を実施している。また、市営住宅では、住宅困窮者登録採点基準の配点により、高齢者世帯の優先入居を支援している。	A 公営住宅の充実	126	①「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替えや改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保する。 ②見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討する。 ③既存の住宅から公営住宅への高齢者の住み替えがあることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要望していく。	①市営住宅等大規模集約事業により建設された新しい住宅においては、車いす対応住宅を整備し、それ以外の住戸についても概ねバリアフリー化されたものを整備し高齢者が暮らしやすい住宅を確保している。 ②住宅部門と福祉部門との連携を図りながら、高齢者に対する見守り体制について検討を行った。特に、市営住宅においては指定管理者による高齢者に対する安否確認や見守り活動を積極的に実施した。 ③上記①に加えて住宅のバリアフリー化等に関しては、当該工事に対する助成事業の内容や申請方法等について、ホームページで周知を図っている。		B
(課題) 有料老人ホームのサービス内容等について、できる限り多くの情報を開示するため、平成29年度の老人福祉法改正により、有料老人ホーム設置者は、入居を希望する人が、適切に選択するために必要なサービス内容及び運営状況に関する情報を県に報告するという規定が追加されたことを受け、本市でも積極的な情報発信が必要。また、公営住宅では入居者の高齢化が進んでおり、住宅の建て替え・改修等により、バリアフリー化を行うなど、高齢者にとって住みやすい住宅整備を行っていく必要がある。	B 多様な住まいの情報の提供・支援	126	①高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、有料老人ホームやシルバーハウジング、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行う。 ②施設での生活を希望する人については、特定施設や認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームなどの情報の提供に努める。	①市営住宅の申し込み時にはシルバーハウジングの紹介を行うとともに、シルバーハウジングの在り方や今後の方向性について、関係各課との情報共有を行った。 ②市内施設の情報について随時更新し、窓口、HPで情報提供を行っている。また、今回の計画期間中に開設予定で進んでいた特養の設立の進行状況について事業者などへ情報提供を行った。		B
	C 住環境整備への支援	126	①在宅での住まいづくりでは、住宅改造費助成事業(特別型・一般型)や老人居室整備資金貸付制度や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業についてホームページやパンフレット等で周知し、利用促進を図る。	①高齢者住宅のバリアフリー化工事需要の高まり及び令和元年度より改造箇所ごとの助成上限額を撤廃したことにより住宅改造費助成事業の申請者は増加した。住宅改造費助成事業(特別型)を23件、住宅改造費助成事業(一般型)を13件実施した。また、さらなる利用促進を図るために、ホームページやパンフレット等で周知に努めた。		B

施策の展開方向 2-4		防犯・防災対策と災害時支援体制の整備					達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			
(現状) ”地域の安全は地域自らが守る”との意識のもと、平成29年10月現在、60団体が「まちづくり防犯グループ」を結成し、防犯活動や美化活動などを実行している。 (課題) 防犯グループ構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の加入、後継者不足が課題。犯罪防止については、高齢者が日々の暮らしの中で悪質商法等の被害にあわぬよう、地域コミュニティの更なる活性化を推進する必要がある。	A 地域における防犯体制の推進	128	①市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援とともに、関係機関やグループ間の情報共有の場を設けることで活動の継続と活性化を目指す。 ②関係機関によって構成される「生活安全推進連絡会」等を通じ、各団体の連携を深めることで、地域防犯活動の充実に努める。	①②まちづくり防犯グループ連絡協議会と生活安全推進連絡会を毎年開催することで、団体間の交流や意見交換が行われ、防犯意識の高揚を図ることができた。 令和元年度の実施分は次のとおり。 ・「まちづくり防犯グループ」育成事業補助金の交付 24団体 ・まちづくり防犯グループ連絡協議会の開催 2回 ・生活安全推進連絡会の開催 全体会1回、子ども分科会2回、高齢者分科会2回			B
	B 悪質な犯罪からの被害防止	128	①高齢者等が新たな手口の悪質商法や振込め詐欺などにあわぬよう、広報紙や出前講座等で啓発に努める。 ②高齢者の関連施設への情報提供や出前講座などにより、消費者被害の未然防止や拡大防止、早期発見に取り組む。 ③民生委員・児童委員・福祉推進委員、地域発信型ネットワーク等を活用した被害の予防や早期発見の仕組み、相談体制について、幅広い関係機関の連携による支援を行う。	①出前講座や消費生活セミナーを実施するとともに、多発している悪質商法等について消費生活センター新聞等により周知した。 ②多発している悪質商法等について、福祉センターや高齢者生活支援センターなど、高齢者関連施設にチラシを継続配布。また、高齢者生活支援センターや権利擁護支援者、民生委員、福祉推進委員向けに、見守りの観点からの出前講座を実施。さらに地域での見守り強化に向け、消費生活サポート一養成講座を実施。 ③民生委員・児童委員・福祉推進委員の高齢者部会にて、「悪質商法・消費者トラブルを防ぐために～地域で見守る～」というテーマで研修を実施した。			
(現状) 民生委員・児童委員・福祉推進委員が各戸訪問等により作成した「緊急・災害時要援護者台帳」について、社会福祉協議会や受領を希望する自治会ならびに自主防災会に対して「要配慮者名簿」として整備し、提供している。 (課題) 災害時緊急時の対応について、アンケート調査によると、要支援・要介護認定者では、「ひとりで避難できない」と回答した人が、66.8%おり、地域における支援体制を早期に構築する必要がある。今後も、民生委員・児童委員・福祉推進委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会等が連携を図りながら、国・県の指針に基づく、「芦屋市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、風水害・土砂災害等を想定した要配慮者への情報伝達や避難支援などの避難訓練を実施し、支援体制の整備を進め、災害に強いまちづくり	C 災害時における支援体制の整備	128~129	①地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成や近隣地域の横断的な防災活動の啓発に取り組む。 ②地域防災訓練等への高齢者を含む幅広い世代の参加者の拡充に努める。 ③緊急・災害時要援護者台帳を継続的に更新し、個人情報の保護に留意して障がい福祉、消防、防災などの分野で要援護者台帳の活用や共有を図る。 ④個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達や避難支援・福祉避難所の設置運営などの訓練を行う。 ⑤津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設、避難所の周知などについて、要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行う。	①自主防災会育成事業補助金の交付(30団体)や県補助金の活用周知を行い、自主防災会等の活動支援を行った。 ②地域防災訓練の支援や出前講座等を実施した。また、保健福祉フェアや地域団体等が主催するイベントで防災体験プログラムを実施し、幅広い世代への防災啓発を行った。 ③毎年特定の関係機関に更新した情報を自治会や民生・児童委員等に提供し、平時の防災活動や災害時の安否確認等に活用していただいた。 ④要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定を促進するため、自治会等へ説明会やワークショップを実施した。 ⑤出前講座や上記④説明会等で、防災情報マップや防災ガイドブックを活用し、災害発生時の情報収集、自助・共助による避難行動の必要性、避難場所について啓発を行った。また、スマートフォンなどからハザード等を確認できるWeb版防災情報マップの活用促進を行った。			B

基本目標 3		総合的な介護予防の推進				
施策の展開方向 3-1		一般介護予防の推進				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 介護予防センターでは、マントレーニングができる環境の整備とグループエクササイズのプログラムを提供するとともに、保健福祉センターにある水浴訓練室を活用した水浴訓練による介護予防事業も行ってきた。市内各所で全ての高齢者を対象とした介護予防事業「さわやか教室」を実施している。 (課題) 平成29年の改正法により、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化される。自立支援等施策及びその目標を定め、実施状況や目標の達成状況の結果を公表するよう努めるとされ、地域支援事業の評価指標が導入される。また、介護予防の取組がより効果的に推進されるよう、介護予防・自立支援に特化した指標を検討する。	A 一般介護予防事業の推進	130～131	① 全ての高齢者を対象に、健康相談等の場を活用して、高齢者生活支援センターが中心となって、各地域でも介護予防の普及啓発を行う。 ② 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある人など、さわやか教室に通うことが困難な高齢者を対象とした訪問型介護予防プログラムを継続実施する。 ③ さわやか教室では、全ての高齢者を対象に、体操や音楽療法、水浴訓練による介護予防事業を継続実施するとともに、介護予防の重要性を周知し、自ら介護予防に取り組めるよう事業への参加等を促す。【充実】	① 高齢者生活支援センターが中心となって介護予防に関するパンフレットの配布、講演会の開催、介護予防教室等を実施したことで、住民が独自に実施する自主グループの立ち上げを令和元年度は8件実施することができ、今後も継続して取り組みを続ける。 ② 利用者が増加するよう周知を継続している。 ③ 全ての高齢者を対象とした「さわやか教室」を市内6か所で定期的に実施した。また、市内4カ所の高齢者生活支援センターも同じく「さわやか教室」を実施した。内容は、体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチと多岐に渡った。		B
	B 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	131	① リハビリ職等と連携して多職種が参加する地域ケア会議を実施する。【新規】 ② 地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目的を設定、関係者間で共有し、自立支援や重度化防止に向けた様々な取組の推進を検討する。【新規】	① リハビリ職等と連携した自立支援型、生活援助型地域ケア会議を実施した。また、令和元年度は芦屋PTOT ST連絡会が立ち上がり、医療と福祉の連携を拡大することもできた。 ② 訪問介護(生活援助中心型)の回数の多い利用者に対するケアマネジメントについて、多職種で連携して協議することで、地域の実態把握や課題の抽出にも繋がる地域ケア会議を、4回開催した。 国の進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、関係課でPTを立ち上げ、実施に向けて課題の確認、体制確保について協議を行なった。		B
	C 介護予防センターの活用の促進	131	① 介護予防センターの周知に取り組み、自主的な介護予防への取り組みを推進する。介護予防センターにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発を行う。	① 介護予防センターでは、運動トレーナーによるグループエクササイズや、歯科衛生士、管理栄養士による口腔ケア・栄養に関する講座を開催。自由に利用できるマシンも設置し、高齢者の健康づくりに利用された。(令和元年度実績:新規登録186人、利用延べ26756人)		B
	D 健康遊具の活用促進	131	① 遊具の更新時に、近隣住民のニーズを把握した上で、ニーズに即した健康遊具の設置に努める。 ② 「新・あしゃやウォーキングマップ」や「公園お楽しみガイドブック」を周知し、施設の有効活用を図る。	① 朝日ヶ丘西公園2連鉄棒を撤去し、ぶら下がり健康器具に更新した。 ② 各施設にて「新・あしゃやウォーキングマップ」や「公園お楽しみガイドブック」を設置し、周知に努めている。		B
	E 介護予防事業の評価	131	① より効果的な事業展開が行えるよう、事業の参加者数といったアウトプット指標や、体力測定や介護認定状況の推移といったアウトカム指標を用いて評価する。【充実】	① 事業参加前後の体力測定や基本チェックリスト、主観的健康観で効果測定を継続実施した。単年度毎に電子データベース化された平成28年度から平成30年度の3か年のさわやか教室の参加者名簿を統合し、新規利用者、継続利用者等の割合など利用者の傾向分析を行った。		B
施策の展開方向 3-2		住民主体の介護予防の推進				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) これまで本市の介護予防は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防教室終了後に継続的に活動的な状態を維持するための取組や事業の周知が十分ではなかった。 (課題) 今後は、介護予防教室への参加をきっかけとした自主活動グループの発足を支援するなど、より多くの人が継続的な介護予防に取り組めるよう推進する。また、活動や参加に焦点を当て、社会への参加を促すことで、日常生活の活動性を高め、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上を目指す。	A 住民主体の介護予防活動への支援	132	① 高齢者が主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、地域活動の情報提供や住民グループの育成と介護予防活動の支援に取り組む。 ② 「新・あしゃやウォーキングマップ」を活用し、地域での介護予防活動の実践を推進する。 ③ 自主的に活動するグループへ運動トレーナーを派遣し、継続した体操等の介護予防活動を支援する。【充実】	①③ 地域において自主的に介護予防に取り組もうとするグループへの育成支援として「トレーナー派遣事業」を継続実施し、令和元年度は6団体の利用があった。これまで、新総合事業を含む介護保険制度に関する出前講座等の場で、地域活動の情報に加え、積極的に情報提供し、周知用のチラシを65歳の市民への保険料の通知に同封している。 また、高齢者生活支援センターが各圏域毎のグループの立ち上げ支援を行い、継続して活動に取り組んでいる。 ② 新・あしゃやウォーキングマップを高齢者がよく利用する機関の窓口等で継続配布した。		B
	B 社会参加による介護予防の推進	132	① ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場事業補助等の事業の推進により高齢者の主体的な活動への参加を促進し、介護予防を推進する。 ② 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続実施し、高齢者の社会参加の機会を増やす。	① ひとり一役活動推進事業 ワーカー登録人数141人 受入機関数26か所 介護予防・通いの場づくり事業 活用数5か所(令和2年3月末時点) 生活支援体制整備事業において、設置している地域支え合い推進員がひとり一役活動推進事業及び介護予防・通いの場づくり事業の推進も担い、啓発や利用促進に努めた。 ② 生活支援の担い手の養成・確保のため、生活支援型訪問サービス従事者研修を実施し、31人が受講した。		B

施策の展開方向 3-3		総合事業の推進と介護保険サービスによる予防給付				達成割合
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		
(現状) 本市では、平成29年4月より、介護予防事業は新たに総合事業に移行し、総合的な介護予防の推進に取り組んでいる。 また、適正な介護認定審査を行うため、審査会委員に対し、兵庫県主催の審査会委員研修の受講を勧め、本市主催の介護認定審査会全体会の開催に取り組み、審査会委員のスキルアップや審査判定の平準化を図った。 (課題) 今後も、介護認定審査会における審査手順の共有化、個々の委員や合議体間の審査手法の平準化を継続的に進める。 利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、できるだけ自立した日常生活が営まれるよう、目標指向型のケアプランによる生活の質の向上を図るために、要支援者のケアプラン作成者に、年1回介護予防ケアマネジメント研修を受講することを要件としている。 さらに、ケアプランチェックを実施し、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランとなるよう必要に応じて指導・助言を行っていく。	A 総合事業の推進	136	① 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、地域の実情に合わせた事業内容の検討を進める。 ② 平成29年4月に新設した生活支援型訪問サービスの供給量確保及び担い手育成のため、従事者研修を継続実施する。	①現在、予防専門型訪問サービス(従前相当)、生活支援型訪問サービス(基準緩和)、予防専門型通所サービス(従前相当)を実施している。総合事業の推進のために、地域の実情に合わせた事業内容の検討を進めている。 ②生活支援の担い手の養成・確保のため、生活支援型訪問サービス従事者研修を実施し、31人が受講した。	B	
	B 対象者の選定	136	① 介護認定申請によるサービス利用やチェックリストの活用による事業対象者としてのサービス利用等、利用者本人が適切に選択できるよう、専門職がアセスメントをした上で丁寧な助言を行う。 ② 「芦屋市介護認定審査会」において、高齢者の状態の維持、改善の可能性の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、市が決定する。 ③ 認定結果に対する理解を深めるために、要支援1・2の認定区分に関する説明の充実に努める。	①高齢者生活支援センターの専門職が、訪問等により心身の状態を確認しながら、本人や家族との話し合いのもと、要介護認定申請をするかもしくはチェックリストの実施のどちらが適切であるかの判断を行った。令和元年度の事業対象者の人数は合計で201名であった。(平成31年3月末時点) ②審査会委員のスキルアップ、審査判定の平準化を図るために介護認定審査会全体会を実施。介護認定審査会委員20名が参加した。 ③認定結果通知に要介護・要支援の区分毎に利用できるサービスの種別等の案内を同封している。また、非該当の方に対しても介護予防事業について案内した。平成30年度から引き続きトレーナー派遣事業の案内についても同封した。	B	
	C 介護予防ケアマネジメントの充実	136	① 利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランになるよう、ケアマネジメント研修や、プランチェックを行い、必要に応じて指導・助言を行う。 ② 利用者がどのようになりたいかという目標を設定し、目標指向型のプランによる、生活の質の向上を図る。 ③ 利用者本人の生活機能の低下の原因や状態にも着目しながら、高齢者生活支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う。 ④ 一人ひとりの状態に応じ、自立に向けた介護予防を進めるために、介護予防事業や介護保険サービスの予防給付、インフォーマルなサービス等との継続性・整合性を図りながら、一貫したサービス体系のもとで介護予防ケアマネジメントを継続実施する。	①②令和元年度はケアプランチェックを計3回実施した。利用者の自立支援・重度化防止に資するプランであることを重点に、ケアプランチェックを行った。担当する正規の保健師及び嘱託の介護支援専門員が研修に参加し、ケアプランチェックにあたっての自立支援及び重度化防止の視点や、ケアマネジャー支援についても学んだ。 ③本年度も2月の高齢者生活支援センター事務調査において、介護予防ケアプランチェックを実施。アセスメントから始まるケアマネジメントの一連の流れについて、担当者個人ではなく事業所単位で見直すよう指導した。 ④介護予防ケアマネジメント研修を実施し、要支援者のケアプラン作成の受託を行うケアマネジャーは年1回の受講を必須としている。また、介護保険等のサービスによるケアマネジメントだけでなく、インフォーマルサービスも活用したマネジメントの必要性を周知している。	B	

基本目標 4		介護サービスの充実による安心基盤づくり				
施策の展開方向 4-1		介護給付適正化の推進強化				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 本市では、介護給付適正化を推進するため、制度に関する情報提供や広聴、介護サービス事業者に関する情報公開の充実、ケアマネジャーへの支援、不正・不適正なサービス提供の把握に努めてきた。 介護保険制度に関する情報提供については、関係課と連携して市民向けパンフレットを作成しているほか、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビを活用して周知している。また、出前講座等を通じて直接市民にサービスの利用方法等を正しく理解していただく機会を設けている。 介護サービス事業者に関する情報については、芦屋市ホームページ等で公開している。 ケアマネジャーへの支援は、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、ケアマネジャーを対象としたスキルアップのための研修や助言・指導を継続的に実施している。 不正・不適正なサービス提供の把握については、利用者に介護給付費の通知を送付し、事業者には、ケアプランチェックや実地指導、県との合同による指導監査を行っている。	A 給付適正化 計画の策定	138～140	① 国の示す第4期介護給付適正化計画に関する指針に基づき、本市が取り組むべき事項について、目標を定めて実施し、その実施状況を公表する。【充実】 ② 第7期中に、より具体性・実行性のある構成・内容になるよう見直しを行う。	①令和元年度における介護認定調査に関して、市調査員による直接実施は89.1%であった。訪問調査票の確認についても、指導員と審査会事務局を担う事務職員で、事後点検を100%行った。 令和元年度では、3回のケアプランチェックを実施した。国民健康保険団体連合会適正化システムの資料に基づいて、介護給付費の実績と照合し、対象プランを選定し、9月に4事業所11件、11月に3事業所7件、2月に4事業所9件の提出を依頼した。 住宅改修・福祉用具購入とともに、事前にケアマネジャーより提出された理由書を、保健師等の専門職の全件点検を行った。 国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検と医療情報突合点検を利用して、適正な給付状況について毎月点検を行い、適正な給付が行われるよう事業所へ指導した。照会については、国保連による照会と点検依頼を活用した。 令和元年12月に介護給付費通知を送付した。 ②市調査員の中でも調査基準に違いが出ないよう内部研修を行った。		A
(課題) 高齢者や家族に必要な情報が適切に届くよう、超高齢社会を見据えた情報提供のあり方について検討し、情報提供を充実するとともに、市民のサービスの選択性を確保することが重要。また、身近な地域の中で、必要な情報が得られるような地域づくりも情報提供のあり方の1つとして重要。 今後も広い視点から介護給付の適正化を推進し、介護保険制度への市民の信頼をより一層高めていくことが求められている。	B 介護保険制 度と相談窓口 の周知	138	① 市の広報紙や市ホームページ、パンフレット、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による介護保険制度と高齢者生活支援センターや市担当課等の相談窓口の継続的な周知に取り組む。 ② 介護保険制度の相談窓口として、介護サービス事業所をはじめとする幅広い関係機関や団体についての周知を行う。【充実】	①広報紙、ホームページ、パンフレット等による周知を実施。「あしやの高齢者福祉と介護保険」を作成し、関係機関各所に周知を行った。 ②各高齢者生活支援センターで、出前講座実施時や地域イベントへの参加時に相談窓口の周知をした。		B
	C 介護サービス 事業者におけ る情報公開	138	① 介護サービス事業所が実施する事業の内容及びその他の情報を、市民がサービス利用時に活用できる仕組みについて、関係機関と連携しながら検討していく。	①外部評価が義務づけられているサービス事業者については、年1回の受審が行えているか、進捗状況や内容の確認を行った。また、外部評価が義務づけられていない事業所に対しても、運営推進会議等の会議録を利用するなどして、事業所を地域住民に知らせる取組を行うよう推奨した。		B
	D ケアマネ ジャーへの支 援の強化	138	① ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修を継続実施する。 ② 地域のケアマネジメント力向上に市内の主任ケアマネジャーと連携して取り組む。【充実】 ③ 研修実施後のアンケート調査等を活用して、更にスキルアップが必要な分野の分析を行い、研修メニューの充実を図る。 ④ 支援困難事例などへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等を実施する。	①②基幹型及び芦屋市ケアマネジャー友の会と協働してスキルアップを目的としたリーダー養成講座を5回実施し、ケアマネジャーやヘルパー等合わせて85人の参加があった。 ③地域支え合い推進員、障がい福祉課、生活援護課の業務内容について、地域のケアマネジャーに知りたい機会を設け、3回の開催で79人の参加につながった。令和2年度についても同様の機会を企画中である。(再掲1-2B①) ④地域ケア会議等で、困難事例の支援者間での情報を共有し、助言や同行訪問等により、ケアマネジャーを支援した。また、介護支援専門員からの相談は新規の件数が増加傾向である。		B
	E 不正・不適正 なサービス提 供の把握	138～139	① 市によるケアプランチェックや介護給付費の通知、実地指導等を通じて、不正・不適正なサービス提供の把握に努める。 ② 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用による重複請求などの縦覧点検や、医療情報との突合など、より広い観点から介護給付の適正化を推進する。	①国民健康保険団体連合会適正化システムの資料などに基づき、ケアプランチェックを実施した。 また、本市監査指導課の作成する年間計画に基づく31件の実地指導及び県との合同による23件の指導監査を実施した。 ②介護給付適正化システムの活用による縦覧点検と医療情報突合点検を毎月実施した。照会については、国保連による照会と点検依頼を活用し、その後の過誤申立等が実施されていない場合は、事業所に確認を行い、必要な対応を促した。令和元年度は46件に対して点検依頼を行い、うち28件が過誤申立に至った。		B

施策の展開方向 4-2		要介護認定の適正化の推進					達成割合	
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況				
(現状) 要介護認定の適正化を推進する観点から、要介護認定に必要な認定調査について、認定調査員の増員等に取り組み、市調査員による直接実施体制を強化してきた結果、認定調査の実施件数の6割以上が市調査員による実施となっている。また、申請者の増加に伴う結果遅延の解消のため、審査会の合議体数を増やし、年間の審査会の開催回数を約190回とし、処理件数増加に対応できる体制としている。 (課題) 介護認定審査体制の充実と、より適正な手順に即した審査判定を行うため、引き続き、介護認定審査会の標準化を図る。高齢化の進行による要介護等認定者の増加が見込まれる中、今後も要介護認定の適正化に向けた取組を継続していくことが必要。	A 認定調査体制の充実	141	① 市による認定調査の直接実施体制を継続するために、要支援・要介護認定者の増加に応じた認定調査員の確保を図る。 ② 各調査員が同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図る。 ③ 支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるよう、今後もケアマネジャー等が同席する等、積極的な関与を求める。 ④ 認知症や障がいのある人などに配慮したコミュニケーションの支援を図る。	① 主担当業務が介護認定調査である市の調査員は7名。令和元年度の認定調査総件数は5303件、うち市調査員実施件数は4726件で89.1%であった。 ② ④認定調査の適正化に係る研修に認定主担当の事務職員と市調査員が参加し、研修資料内容の共有を図った。また、認定調査員テキストには記載のない評価軸の細かな考え方について理解を深め平準化を図った。 ③ 申請書に同席者の欄を設け、ご家族やケアマネジャー、施設職員等への積極的な関与を継続して求めた。			B	
	B 介護認定審査体制の充実	141	① 公平・公正で、正確な介護認定となるよう、介護認定審査会委員の研修の充実を図る。 ② 介護認定審査会全体会を毎年度開催し、適正な手順に即した審査判定の確認や、審査会の平準化を図る。	① 介護認定審査会委員研修に、5名参加。研修内容については、隨時認定主担当と共有し、平準化のために必要に応じて審査会の各合議体におろす体制を取った。 ② 4月には審査会委員全員を対象とする介護認定審査会全体会を行い、審査会委員20名が参加した。平成30年度は、審査会の有効期間(更新申請)の幅が3~36か月に広がったため、審査会の合議体による有効期間の設定に差異が出ないよう情報を共有し、令和元年度も引き続き各合議体での設定状況を把握し、平準化の維持に努めた。				
	C 介護認定審査会事務局体制の充実	141	① 認定業務のスムーズな運営と公正・公平で正確な介護認定審査会の運営を図るために、審査会運営の手順や方法の統一化を図る。	① 認定調査員研修に市調査員含む2名参加。また、介護認定審査会委員研修にも5名が参加した。研修内容については、平準化のために必要に応じて審査会の各合議体におろす体制を取った。また、入院した方の認定をスムーズに行えるよう、退院調整について市内の介護支援専門員と意見交換できる場にも参加した。				
施策の展開方向 4-3		介護サービス事業者の質の向上に向けた取組と監査体制の確立						
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			達成割合	
(現状) 介護サービスの質の向上を図るために、市に指定権限がある地域密着型サービスの事業所に対して指導監査を実施し、兵庫県が権限を持つ事業所に対しても合同で指導監査を実施した。 また、地域密着型通所介護事業所16カ所と、他の地域密着型サービス事業所11か所を合わせて、年間100回程度行われている運営推進会議に地域住民の代表の方等と参加し、地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保に努めている。 (課題) 総合事業サービスを提供する事業所や居宅介護支援事業所について、適切な運営を図るために、指導監査を実施する。 市民への相談窓口の周知や必要な情報の提供、介護相談員派遣事業等、苦情相談の適正な対応、指導監査等の実施等により、介護サービスの質の向上を図ることが必要。	A 情報提供、広聴の充実	142	① 介護保険制度の内容について、広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。 ② サービス利用者の満足度の把握や、介護サービス事業者に対する意見などを把握する広聴の機会として、運営推進会議等を有効活用するよう努める。 ③ 広聴等で集約された意見等を関係機関に還元し、質の向上につなげていく。	① パンフレット「あしやの高齢者福祉と介護保険」を作成、出前講座2件、民生委員・福祉推進委員への研修、権利擁護支援者研修において制度や現状について講義し、高齢者に分かりやすい情報提供に取り組んだ。窓口で配布及びHPに公開している介護保険事業所一覧についても、県と連携し毎月情報を更新した。 ② 運営推進会議で把握した利用者や利用者家族の意見を権利擁護支援等に活用した。 ③ 令和元年度に次期計画に向けてアンケートを実施し、意見等の把握を行った。			B	
	B 苦情への適切な対応の充実	142~143	① 相談窓口における丁寧な対応はもとより、職員のだれもが相談を受けても同質の対応ができるよう苦情内容並びに対応方法について共有する。 ② 苦情や意見が保険者や介護サービス事業者を育てるという意識のもと、苦情内容を可能な範囲で介護サービス事業者に還元し、サービスの質の向上につなげていく。	① ②苦情を受け付けた場合、苦情内容・対応については同一様式の相談記録票により情報共有を図った。特段の申し出がない限り、事業所へ直接連絡し、事実確認の上、適宜指導助言を行い、事業所から対応の結果報告も求めた。				
	C 高齢者施設への相談員の派遣	143	① 介護サービス利用者の疑問や不安の解消と介護サービスの質の確保や向上を図るために、介護相談員派遣事業を継続実施する。	① 権利擁護支援者養成研修に介護相談員養成カリキュラムを組み込んで介護相談員を養成し、介護施設への派遣を実施している。介護相談員のみの意見交換・情報共有を目的とする会議を1回、介護相談員のフォローアップ研修を2回実施した。				
	D 指導監査の実施	143	① 地域密着型サービス事業所の適切な運営を図るために、定期的に指導監査を実施する。 ② 第7期介護保険事業計画期間内に市に指定権限が移譲される「居宅介護支援事業所」をはじめ、増加する本市指定事業所の適切な運営を図るために、指導監査を実施する。【充実】	① 地域密着型(介護予防)サービス55事業所(令和元年度末現在)のうち、14事業所に対して実地指導を実施した。 ② 居宅介護支援29事業所(令和元年度末現在)のうち、5事業所に対して実地指導を実施した。 その他、市内の総合事業サービス事業所10事業所に対して実地指導を実施した。加えて、介護予防支援2事業所に対して、実地指導を実施した。				

施策の展開方向 4-4		低所得者への配慮				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあり、大幅な所得の減少のあった方、恒常的な低所得者、災害で損害を被った方に対して、保険料の減免や納付相談を実施し、市独自の施策に努めている。 (課題) 保険料の減免・軽減制度について、今後も周知を徹底し、利用の普及に努め、低所得者への配慮を継続していく必要がある。	A 介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	143	① 広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。	①広報あしや7月号に保険料軽減制度の内容を掲載しているほか、保険料決定通知を送付する際に、減免制度の内容を記載した保険料のリーフレットを同封している。また、保険料の納付相談の際に、減免に該当すると思われる方には、制度の案内をする等、情報提供に努めた。		B
	B 介護保険料の軽減及び減免	143~144	① 引き続き、低所得者(第1段階)に対する介護保険料の軽減を継続して実施する。 ② 介護保険法に基づき、災害等による一時的で大幅な所得の減少に対して、介護保険料の減免または猶予を実施する。 ③ 恒常的な低所得者の保険料の減免について、他の軽減制度との均衡を図りながら継続して実施する。	①第1段階から第3段階までが対象とされ、その内容に基づき適切に実施した。 ②平成30年7月及び9月の豪雨の影響により、介護保険料の減免を9名行った。新型コロナウイルス感染症の影響による減免を受け付けている。 ③該当する方(35名)に対して、減免及び納付相談を実施した。		B
	C サービス利用料の軽減	144	① 負担限度額認定による利用者負担の軽減 介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)・食費について、負担限度額を設定し、収入等に応じた軽減を行う。 ② 社会福祉法人による利用者負担の軽減 住民税が世帯非課税であり、特に生計が困難な人を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行う。 ③ 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減 住民税が世帯課税の高齢者夫婦世帯において、配偶者がユニット型個室等の施設に入所し、在宅者の生活が困難となる場合に、利用料の軽減を行う。 ④ 旧措置入所者の負担軽減 介護保険法の施行以前から、措置制度により、施設入所されていた人に、措置制度時の負担水準を超えないよう、利用料の軽減を行う。 ⑤ 境界層措置 介護保険上の利用者負担の軽減をすれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減を行う。	①令和元年8月の更新時には、受給者に対して更新に関する書類を6月に送付し、申請の勧奨を行い周知に努める等、適切に軽減を実施した。(671件) ②利用者からの申請に基づき軽減を実施した。(9名) ③該当がなかった。 ④利用者からの申請に基づき軽減を実施した。(1名) ⑤利用者からの申請に基づき軽減を実施した。(2名)		B

施策の展開方向 4-5	介護保険サービスによる介護給付					達成割合
	居宅サービス					
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		
(現状) 介護給付では、訪問介護、福祉用具住宅改修の利用が多くみられ、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問入浴の利用が伸びている。 (課題) 医療系サービスの増加傾向に伴い、医療と介護等、関係機関の連携を図る必要がある。 市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、平成30年度から居宅サービス事業者の指定について、市町村が都道府県に意見を出し、県はその意見を踏まえ、指定にあたって条件を付すことが可能となる仕組みが導入された。また、指定居宅介護支援事業者の指定等についても、平成30年4月から市町村が実施することになるため、どちらも対応が必要となる。	A 医療系サービスとの連携	147	① ケアマネジャーに、研修等を通じて介護サービス内容の周知を行い、利用の伸びている訪問看護に加え、本計画期間内にも整備予定である24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等在宅の人の医療ニーズに対応可能なサービスとの連携を図る。	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用率向上のため、定期巡回に関する研修の周知を行い、ケアマネジャーの参加を促すとともに、市職員も参加し利用状況の傾向の把握に努めた。		B
	B 居宅介護支援事業所の基盤整備	147	① 第7期介護保険事業計画期間内に行われる「居宅介護支援事業所」の指定権限の移譲に対応する。【新規】	① 平成30年4月の権限移譲に伴い、令和元年度には1事業所の新規指定、6事業所の指定更新等を行った。また、29事業所(令和元年度末現在)のうち、5事業所に対して実地指導を実施した。		B
施策の展開方向 4-5						
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況		達成割合
(現状) 施設サービスの実利用者数に大きな変化ではなく、施設サービス利用者数の計画値と実績を比較すると(平成28年度)、どの施設も実績が計画値を下回っている。サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造を備えており、在宅サービスと施設サービスの境界の人のニーズに適した住宅で、1か所整備されている。 (課題) 本市の特別養護老人ホームの待機者数は約570人を超えており、施設整備による入所待機者の解消及び、これまで在宅介護が困難であった重度の要介護高齢者や、認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの基盤整備が必要。また、慢性的な施設従事者の不足も課題。	A 施設サービスの提供と重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるためのサービス基盤の整備	148	① 施設サービスの提供を継続して行い、特別養護老人ホームや要介護高齢者等の在宅生活を支えるための居宅サービス基盤を整備する。	① 広域型介護老人福祉施設の整備について引き続き事業者と協議を行った。併せて既設の特養の大規模改修について利用者に極力影響のないように進行等について協議を行った。また、市内の地域密着型サービス事業所について、運営推進会議や例月の利用者状況報告等で需要と供給のバランスを確認した。		B
	B 施設サービスを中重度要介護者へ重点化	148	① 特別養護老人ホームの中重度要介護者への重点化が適切に実施されるようチェック体制等を構築し、運用する。	① 兵庫県介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアルに基づいた適正な入所判定を実施しているか、年2回各施設に待機者リストを提出させチェックした。要介護1・2の方の特養への入所についても、市として意見を求められる際は施設及び医師からの意見等を基に特例入所要件を満たすかの判定を行う。令和元年度は市への意見具申は0件。		B
	C 介護人材の確保	148	① 介護人材の確保に向けた事業者連絡会との協議を継続する。 ② 介護ロボットの動向に注視し、好事例や補助金などの必要な情報提供に努める。	① 福祉フェアにて、事業者連絡会と共同のもと、来場者に向けて介護の仕事について周知するブースを設け、市民の方に介護技術の講習、介護ロボットの体験会を実施した。 ② 運営推進会議・実地指導等で、介護ロボットの運用状況などを確認し、メリット・デメリットについて把握した。		B

施策の展開方向 4-6		地域密着型サービスの充実					達成割合		
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況					
(現状) 平成18年の制度創設以来、本市でも整備が進み、平成29年度目標整備量をほぼ達成している。地域密着型サービス事業所の基盤整備を実施している。また、地域密着型サービス事業所の指定及び適正な運営を確保するために、年間2回程度、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を定期的に開催している。	A 地域密着型 サービスの基 盤整備	154～155	① サービス提供基盤を確保するために、介護サービス事業者の選定基準や介護報酬の設定について検討する。 ② 特別養護老人ホーム入所希望者数の増加を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の基盤整備に向け、介護人材不足に対する対策を行う。 ③ 在宅生活の支援を強化するために、小規模多機能型居宅介護や日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う定期巡回型訪問介護看護サービスの基盤整備を行うとともに、サービス内容の周知を進める。 ④ 医療ニーズの高い要介護高齢者への支援を充実するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。	①定期巡回・小規模多機能型居宅介護については今期計画ではそれぞれあと1つ整備することとなっているが、利用状況等やニーズ量を把握したうえで整備方法について検討を行った。 ②令和元年4月から介護人材養成支援事業として初任者研修・実務者研修の受講費用の一部補助を実施。初任者研修5件、実務者研修11件に対して補助を支給した。 ③④小規模多機能型居宅介護については、各事業所の利用者状況等を毎月把握しながら、今後について検討した。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進のため、運営推進会議等の市民の代表者と共に地域に密着したサービスづくりを話し合う場にてサービス内容の周知を図るとともに、事業に関する研修・講習会に市職員として参加し、各自治体で持っている知見・経験の収集を行い、どのように利用促進につなげるかを検討した。			B		
(課題) 平成29年度目標整備量の未達は、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護の事業者の応募がなかったため。社会福祉法人へのヒアリングでは、応募が難しい理由として介護人材の不足やサービス内容の周知不足があげられたため、今後はこれらの解決を図る必要がある。 法改正により特別養護老人ホームの入所要件が、要介護3以上になり、施設サービスの中重度要介護者へ重点化が図られたことから、医療的側面からも在宅介護が困難であった重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるためのサービス等地域密着型サービスの基盤整備を一層充実する必要がある。また、地域密着型サービスの適切な運営を確保するため、全事業所への継続した指導監査や「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」の開催を継続して実施する。	B 市営住宅等 大規模集約 事業の予定地 における福祉 施設の検討	155	① 平成30年完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地(高浜町)に地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の開設に向けて準備を進める。	①社会福祉複合施設「高浜町ライフサポートステーション」は、地域密着型サービスをはじめ、各事業がより充実するよう社会福祉法人山の子会と協議を重ね、平成30年12月1日に全館オープンした。開始後、令和元年7月に実施指導を行い、適正な事業所運営がなされるよう指導した。			A		
	C 地域密着型 サービスの適 切な運営を図 るためにの方策	155	① 市民や学識経験者等の幅広い意見を取り入れ、地域密着型サービス事業者の指定及び適正な運営を確保するために、定期的に「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催する。 ② 質の高いサービス提供を目指して、市による指導監査を強化する。	①年度末に開催予定であった地域密着型サービス運営委員会が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため中止となったため、実地指導結果の報告を書面で行った。 ②地域密着型(介護予防)サービス55事業所(令和元年度末現在)のうち、14事業所に対して実地指導を実施した。			B		
施策の展開方向 4-7		特別給付の実施							
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況			達成割合		
(現状) 高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、「緊急一時保護事業」を実施している。	A 緊急一時保 護事業の実施	148	① 高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施する。 ② 緊急時に本事業を利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を図る。サービス提供事業所を確保できるよう、介護サービス事業者等と引き続き連携していく。	①事業所には協力を要請し、緊急の場合には給付できるよう体制を整えている。 ②市民への周知やケアマネジャーの利用促進のためのマニュアル整備を行っている。また、サービス提供事業所と引き続き連携している。			B		
(課題) 市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を行い、介護サービス事業者との連携を図る。									